

事 務 連 絡

令和 3 年 10 月 8 日

都道府県水道行政担当部（局） 殿  
厚生労働大臣認可 水道事業者 殿  
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道法第 22 条の 2 に基づく水管橋の維持及び修繕について（依頼）

水道行政の推進については、日頃より格別の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 10 月 3 日に発生した六十谷水管橋破損の影響により、長期の断水が発生し、地域住民の生活に多大な影響が生じております。

当該事故については、現在、原因調査中とのことですが、現地調査により水管橋の補剛部材の破断が発見されている等の状況を踏まえ、水道事業者等におかれましては、水管橋を良好な状態に保つため、補剛部材を含む水管橋の状況を勘案して、必要に応じて目視その他適切な方法により点検を実施のうえ、損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水管橋を良好な状態に保つように、修繕その他必要な措置を講じていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、これら実施の参考となるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を作成しているため、こちらを参照ください。

（「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000552970.pdf>

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。